

35. (Gno.81) スペイン語圏法と日本法の比較研究

代表：目賀田 周一郎

2017/02/15 (承認) 2017 年度 (開始)

【研究の目的】

世界最大のスペイン語人口を有するメキシコと日本の経済関係は最近顕著に緊密化している。スペイン語諸国特にメキシコからの日本法に対する関心の高まりを背景にメキシコ国立自治大学法律研究所より、日本法とスペイン語圏法の比較研究に関する共同プロジェクトの提案があった。これを受け、第一段階として一般的な日本法の紹介事業に取り組むこととした。その成果物としては、日本法の歴史・特徴、憲法、民法、刑法、商法・会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、環境法、知的所有権法、労働法など経済活動に関連する法制度及び国際法に関する日本の国家実行と解釈等につき解説し、スペイン語圏法の代表例としてのメキシコ法との比較研究を含む出版物を編纂することとした。

【研究活動及び成果】

総括

スペイン語圏法と日本法の比較研究の第Ⅰ段階として、メキシコ国立自治大学との共同プロジェクトとして進めてきた日本法の理念やシステムの概要をスペイン語により出版し日本法をスペイン語圏に紹介する作業は、2019 年 9 月完成し、10 月にメキシコ市にて開催された出版記念セミナーにグループから 5 名が参加し、発表の機会がありプロジェクトの第Ⅰ段階は実現した。

2020 年からは、その内容をスペイン語圏に普及する段階に入る予定であった。スペイン・サラゴサ大学で開催される日本学会への参加につき打診を受けたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による種々の制約もあり、これを辞退せざるを得なかった。

なお、本年度をもって、本グループの創設者でもある代表者が定年退職することとなり、上記出版が実現し本件研究活動も一区切りついたところでもあることから、この際活動を終了することで参加者のコンセンサスを得た。

刊行物

『News Letter ひかくほう』 59 号(2020 年 7 月)に上記出版事業及び出版記念セミナーに関する報告を掲載した。